## 第36回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年5月25日(水)

開催場所 しみん農園久喜緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時30分

第36回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第159号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第160号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第190号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第191号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第192号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請の取下願について

報告第193号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消願について

報告第194号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第195号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第196号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

## 農業委員

出席委員 15名

4	長 長	岩	﨑	長	_	君	会長代理	木	村	信	_	君
	2番	杉	田	孝	行	君	3番	吉	畄	憲	_	君
	5番	籠	宮		博	君	6番	原	田	典	男	君
	8番	Ш	鍋		優	君	9番	井	野	重	明	君
	10番	早	野	公	夫	君	11番	長 谷	川		勲	君
	12番	岡	田		武	君	14番	塚	越	賢	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
	15番	横	田	義	明	君	16番	鈴	木	好	雄	君
	17番	渡	辺	敏	男	君						

欠席委員 4名

 1番
 矢
 野
 学
 君
 4番
 稲
 生
 裕
 君

 7番
 蔵
 口
 哲
 夫
 君
 13番
 木
 村
 実
 君

推進委員

栗橋 6 遠 藤 正 幸 君

事務局

 ◎開会の宣告

○事務局長(渋谷 修君) それでは、定刻になりましたので、第36回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、矢野委員さん、稲生委員さん、蔵口委員さん、木村実委員さんより欠席の連絡をいただいております。 それでは、初めに岩﨑会長より挨拶をお願いいたします。

○会長(岩崎長一君) 挨拶(省略)

◎議事録署名委員の指名

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第3に入らさせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。16番、鈴木委員さん、17番、渡辺委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長(岩崎長一君) 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長(渋谷 修君) それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について、2件ご報告いたします。

初めに、5月16日です。農業委員会埼葛地方協議会通常総会が春日部市地方庁舎において開催され、私のほうで出席させていただきました。内容につきましては、第1号議案から第3号議案まで審議され、全ての議案について可決、承認されております。

次に、5月23日です。埼玉県農業会議主催によります、令和4年度市町村農業委員会事務局長会議がさいたま市のあけぼのビルにおいて開催され、私のほうで出席させていただきました。内容につきましては掲載の資料のとおりでございまして、農業経営基盤強化促進法等の一部改正では、認定農業者の加工、販売施設等に係る農地転用許可手続のワンストップ化や農地の取得に係る下限面積要件の廃止などについての説明を受けてまいりました。

報告は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。この経過報告につきまして、質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 続きまして、農業委員さんのほうから皆様に周知をしておくべき事項等がございましたら報告願います。いいですか。

[「なし」と言う人あり]

◎議案第156号

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第5、議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、説明をお願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5 ページになります。

申請書番号221301、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜

地内の畑3筆、1,212平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の移譲で ございます。譲受人は、現在水稲、野菜を381アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事 日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす 申請内容となってございます。なお、取得後につきましては、ビール麦及びソバの作付を予定しているということで ございます。

続きまして、申請書番号222301、譲受人は菖蒲町下栢間在住の方、譲渡人は桶川市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、1,216平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲、野菜を55アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となってございます。なお、取得後につきましては、陸田として水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の6ページ、申請書番号223301番、譲受人は新井在住の方、譲渡人はさいたま市浦和区の相続 財産管理人の方となっております。土地の表示につきましては、新井地内の田2筆、畑2筆、合計5,240平米でござい ます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲、 野菜を32アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域と の関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となってございます。なお、取得後に つきましては、水稲及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号224301番、譲受人、譲渡人ともに外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、合計253平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲、野菜を65アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となってございます。なお、取得後につきましては、現況が畑となっており、野菜の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま4件の議案説明がございました。ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補 足説明を順次お願いをいたします。

杉田委員。

○2番(杉田孝行君) 2番、杉田です。5月の21日に原田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請書番号221301番でございます。申請地は、資料1につきまして、清久の集落排水場から南へ約800メートルほ どの田園地帯の中に位置しております。農地の状況は畑で、ビール麦が栽培されておりました。申請者世帯の耕作状 況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われます。

以上、1案件については申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。 以上です。

- ○会長(岩崎長一君) 渡辺委員。
- ○17番 (渡辺敏男君) 17番、渡辺です。先日23日、11番、長谷川委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222301番、申請地は圏央道パーキングエリアから南西に500メートルぐらいの畑地帯に位置しておりま

す。申請者世帯の耕作状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。 以上です。

- ○会長(岩﨑長一君) 籠宮委員。
- ○5番(籠宮 博君) 5月22日に、鷲宮、吉岡委員さんと現地を確認いたしました。申請番号223301、この土地は前所有者が死亡し、耕作できていませんでしたが、申請者が買い入れ、今後農地として稲作をしていくとのことです。 農業機械も自家用で、またすぐ近くに共同の方がおります。その人と組んでやっておりますので、全て整っており、特に問題はないと思われます。

以上です。

- ○会長(岩崎長一君) 吉岡委員。
- ○3番(吉岡憲一君) 3番、吉岡です。続きまして、申請書番号224301、申請地は弦代公園から南へ約100メートルのところに位置しておりまして、北側は田んぼ、南側は市道、東側は畑、西側は住宅に囲まれております。農地の状況は、現在休耕地となっておりますが、申請者の耕作状況から取得後も適正に耕作するものと思われます。以上です。
- ○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま4件の説明がございました。この全体を通じましてのご質問がございますれば、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) ないようでございますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

- ○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。
  - ◎議案第157号
- ○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 村田係長、よろしくお願いいたします。
- ○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8 ページになります。

申請書番号222403、申請者は菖蒲町上大崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上大崎地内の畑1筆、54平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅の敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いをいたします。 渡辺委員。

○17番(渡辺敏男君) 17番、渡辺です。23日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222403番、申請地は三箇小学校から南へ600メートルぐらいの集落に位置しております。周囲は、北と西は宅地、南は畑、三角形の土地です。被害防除については、追認案件ですので、問題はないと思われます。以上です。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいまの説明に関連をして、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第158号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局に説明を求めます。

件数多いですけれども、全部一括で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページになります。

申請書番号221504番、譲受人、譲渡人ともに上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑2筆、合計499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地の隣地にある実家にて母とともに生活をしておりますが、今回婚約をし、家族が増えることとなると荷物が増え、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、実家の隣地である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額親族からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の10ページと11ページ、申請書番号221506番、譲受人は東京都千代田区に本社を置き、平成19年から不動産開発、賃貸等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、江面在住の方ほか7名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田21筆、合計1万4,198平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります物流倉庫建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に東北自動車道久喜インターチェンジがあることから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在桜田5丁目工場跡地にて、賃貸を想定した物流施設開発を進めており、複数の運送会社から入居要望が寄せられ、桜田5丁目で進めている案件だけでは個別宅配数増加等の要因による物流需要に応えられないことから、新たな物流

倉庫建築を計画していたところ、県道さいたま栗橋線に接道し、東北自動車道久喜インターチェンジにも近い当該申請地の所有者である譲渡人の同意が得られたことから、当該申請地へ貸倉庫を建築することを計画し、今回申請に至ったものでございます。資金については、三菱商事フィナンシャルサービス株式会社からの融資にて賄う計画となっており、残高証明書等、融資に関する書類も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない内容となっております。

続きまして、議案書の11ページ、12ページ、申請書番号221507番、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑5筆、田2筆、合計2,094.32平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ペクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域から近く、公共施設やショッピングモールが近隣に点在しており、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、7棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他の信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号221510番、譲受人は加須市に本社を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の田 2 筆、合計919平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。駅などの公共施設から近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号222502、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、352平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供とともに市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社群馬銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性などの一般基準につきましても支障がない内容となっております。

続きまして、議案書13ページ、申請書番号222503番、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、平成3年から総合環境衛生を主業目に行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、465平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地の第1種農地と判断しております。したがいまして、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、当該申請地の隣地に事務所を置き営業しておりますが、現在は設立時には考えられないくらい従業員数を抱えるようになりました。そのため、自家用車の駐車場や業務用の駐車場が既存スペースでは足りないことから、敷地を拡張して効率ある業務を行うべく敷地拡張をすることを計画し、今回新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承が得られたことから、今回の申請に

至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号222504番、譲受人は菖蒲町柴山枝郷在住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の田2筆、合計366平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて両親と妻、子供とともに生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家の隣地である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号223502、譲受人は幸手市に本社を置き、昭和63年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、間鎌在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田4筆、合計923.22平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に栗橋総合支所があることから、第3種農地と判断しております。公共施設や中学校、駅にも近く利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号223503、譲受人は東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産 売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、中里在住の方となっております。土地の表示につきま しては、中里地内の田2筆、合計1,061平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住 宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満 の第2種農地と判断しております。公共施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでござい ます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画 となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障の ない内容となっております。

続きまして、申請書番号223505、譲受人は大阪府大阪市中央区に本社を置き、令和3年から太陽光発電事業等を行っている法人となります。譲渡人は、佐間在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計2,016平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、令和3年から太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。また、経済産業省の事業認定書の写しや電力会社への接続契約書も添付されており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっているものでございます。

続きまして、議案書15ページ、申請書番号224501、譲受人、譲渡人ともに上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、329平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へク

タール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内にある自宅の農家住宅にて生活をしておりますが、建物も古く、使い勝手も悪いことから、譲受人の隣地である当該申請地へ農家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224510、譲受人は幸手市在住の方、譲渡人は八甫2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫4丁目地内の畑1筆、178平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自動車修理工場の作業場スペースの確保に係る敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地の第1種農地と判断しております。したがいまして、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、当該申請地の隣地に自動車修理工場を置き、営業しておりますが、現在多くのお客様から車検、修理点検等の依頼を受け、既存スペースでは足りないことから、敷地を拡張して効率ある業務を行うべく敷地拡張を計画し、今回新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない内容となっております。

続きまして、申請書番号224513、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の田2筆、合計331平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域からも近く、良好な環境にある当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない内容となっております。

続きまして、議案書の16ページ、申請書番号224514、譲受人は東大輪在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、315平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供とともに市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社栃木銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224515、譲受人は春日部市在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の畑1筆、301平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供とともに市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉みずほ農業協同組合からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障

がない内容となっております。

続きまして、申請書番号224517、譲受人はさいたま市北区在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、合計301平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地が鷲宮総合支所から500メートル以内に位置しているため、第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻とそれぞれ市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、結婚を機に戸建て住宅を建築して、譲受人の勤務地や実家へも行きやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。 原田委員。

○6番(原田典男君) 6番、原田です。5月21日、杉田委員とともに現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号221504番、申請地は上清久、東明寺より北に約100メートルほどに位置しております。周囲は、北側が県道久喜騎西線、東側が畑、南側が畑、西側が宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号221506番、申請地は久喜南中学校より南へ400メートルほどに位置しております。周囲は、 北側、東側、南側、市道、西側は宅地となっております。周囲に隣接農地はなく、被害を及ぼすことはないと思われ ます

申請書番号221507番、申請地は青毛小学校より北へ約100メートルほどに位置しております。周囲は西側、北側、 東側とも宅地、北側に一部畑が入っております。南側は市道となっております。被害防除については、周囲にはブロック塀を施工し、排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

申請書番号221510番、申請地は野原種苗株式会社から南へ300メートルほどに位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が私道、南側が水路を挟んで市道と、西側が田んぼとなっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロック5段積み、排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上4案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。 以上です。

- ○会長(岩崎長一君) 渡辺委員。
- ○17番 (渡辺敏男君) 5月23日に現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号222502、申請地は三箇小から西へ200メートルぐらいのところに位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側、畑、西側は市道で、コンクリートくいも入っており耕うん済みでした。被害防除については、コンクリートブロックを設置し、雨水、泥水を防除する。万が一被害が生じた場合は、責任を持って対処するとおっしゃっておりますので、問題はないと思われます。

続きまして、申請書番号222503、申請地は三箇小を北へ直線500メートルぐらいのところに位置しております。周

囲は、北側が畑、東側が用水路、南側は宅地、西側も宅地となっております。被害防除については、コンクリート土 留め板を設置し、土砂の流出入を防ぐとなっておりますので、大丈夫だと思います。

続いて、申請書番号222504、申請地は菖蒲総合支所から南へ700メートルぐらいのところに位置しております。周囲は北側、宅地、東側、畑、南側、用水路、西は県道となっております。被害防除につきましては、雨水、土砂の流出を防ぐこととなっております。

以上3案件については、申請書及び隣地の状況から許可相当と判断しました。よろしくお願いします。

- ○会長(岩崎長一君) 籠宮委員。
- ○5番(籠宮 博君) 申請番号223502、この申請地は栗橋支所より南東へ約300メートルの位置で、現地は野菜が作られています。北側が水路、南側が住宅、東側が住宅、西側が住宅、この地域は住宅地で、周りは新しい家が建ち並んでいます。排水路もあり、許可に対して特に問題はないと思われます。

続きまして、申請番号223503、この地は国道4号線の近くで、済生会病院より東へ約1キロ、株式会社飯塚建設の近くです。北側が水路、南側が神社、東側が水路、西側が住宅、農村地帯ですが、南側は神社と住宅が建っています。 排水の心配もなく、特に問題はないと思います。

続きまして、申請番号223505番、この地は国道125号線佐間交差点より北へ約500メートルの位置にあり、周りは休耕地です。少し現状は雑草が生えています。東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が市道、太陽光発電としても条件もよく、周りに障害を出すおそれもなく、許可妥当と思われます。

以上です。

- ○会長(岩崎長一君) 吉岡委員。
- ○3番(吉岡憲一君) 続いて、申請書番号224501、申請地は鷲宮の浄水場から約200メートルのところに位置しておりまして、東側が市道、西側、畑、北側、住宅、南側も住宅に囲まれており、周辺農地はなくて、農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、224510番、申請地は東鷲宮駅から北に2キロに位置しておりまして、北側、西側、南側とも市道に面 しており、東側は既存の自動車修理工場となっております。現状は休耕地となっており、周辺農地に被害を及ぼすこ とはないと思われます。

続きまして、224513、申請地は弦代公園から南東に200メートルに位置をしておりまして、北側が市道、西側、住宅、南側も住宅、東側も住宅に囲まれております。排水は合併浄化槽の設置で、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号224514、申請地は弦代公園の南側に位置しておりまして、北側が市道、西側が住宅、東側は畑、南側が住宅の新興住宅地の中にございます。排水は合併浄化槽の設置で、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、224515、同じく申請地は弦代公園の西南約200メートルに位置しておりまして、西側が休耕地、東側、住宅、北側も住宅、南側が市道に囲まれております。排水も合併浄化槽になっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号224517、申請地は鷲宮総合支所から東に約300メートルに位置し、南側が市道、北側、住 宅、東側、住宅、西側、市道に囲まれた新興住宅地内であります。排水は公共下水道に接続するということで、周辺 農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上6件、いずれも申請内容、現地の状況から許可相当であると判断をいたしております。 以上です。 ○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

ただいま16件、原田委員4件、渡辺委員3件、籠宮委員3件、吉岡委員6件、報告がございました。全体を通じまして、ご質問をお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 質問を打ち切ります。

討論に入ります。特にないですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

「替成者举手(全員)]

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第159号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第159号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。 事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第159号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の18ページから20ページまでになります。今月は19件の申出を受けておりまして、うち新規案件が16件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、議案書の18ページから20ページまで、申請書番号、菖蒲の15番から菖蒲の29番まで、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の畑49筆、合計3万256平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町柴山枝郷ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、普通畑6年、賃借料は反当たり1万2,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の30番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、合計1,475平米でございます。借手は菖蒲町菖蒲の方、貸手は菖蒲町三箇在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稲作付10年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件のご説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規、再設定合わせて57筆、3万7,682平 米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございました。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

なお、菖蒲15番から菖蒲29番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなります ので、報告は省略をいたします。

まず初めに、菖蒲30番については青木推進委員さんが担当ですが、借手がご本人であるため、原田委員さんより報告をお願いをいたします。

○6番(原田典男君) 6番、原田です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、ただいま会長から話がありました とおり、推進委員の方でございますもので、菖蒲町菖蒲に在住され、現在水稲157アールを耕作しております。全て良 好に管理されており、また地域との関係もよく、地域の中心となる担い手となって営農活動されておりますので、大 変結構なことだと思います。よろしくお願いします。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) なしの声がございましたので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の方は挙手願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎議案第160号

○会長(岩崎長一君) 続きまして、議案第160号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。 事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第160号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の22ページからになります。

菖蒲の4番、設定を受ける農地は菖蒲町柴山枝郷地内の畑49筆、合計3万256平米でございます。借手の方は、東京都中央区に事務所を置く法人で、現在水稲、野菜を合計894アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で普通畑6年間、賃借料が反当たり1万2,000円ほかとなっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上となります。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

質問をお受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) なしの声がありましたので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(岩崎長一君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。

◎報告事項

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案書の26ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は、 3件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の28ページから30ページまでになります。農地法の第5条の届出でございます。今月は、8件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の32ページになります。こちらにつきましては、農地法第4条の許可申請取下についてでござ

います。今月は、取下げの願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第4条、許可申請書が提出 されましたが、申請受理後に譲渡人の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の34ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の届出の取消でございます。今月は、取消願が1件提出されております。こちらについては、農地法第5条の届出が提出されましたが、譲渡人の都合により取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の36ページから41ページまでになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。 今月は5件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の43ページから45ページまでになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、10件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、議案書の47ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長(岩﨑長一君) ありがとうございました。

報告の説明が終わりました。

全体を通じまして質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩﨑長一君) 次に進みます。

◎協議事項

○会長(岩﨑長一君) それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関 して何かございましたら、お受けをいたします。特にございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長(岩崎長一君) それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに 関して何かございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(岩崎長一君) 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長(岩崎長一君) 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

## 本会議を証するためここに署名する。

## 令和4年5月25日

久喜	市農業	委員会	会長	岩	﨑	長	_
署	名	委	員	鈴	木	好	雄
署	名	委	員	渡	辺	敏	男